

発議案第 3 2 号

東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 7 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原	忠
賛成者	八千代市議会議員	植 田	進
	同	三 田	登
	同	原	弘 志
	同	堀 口	明 子

提案理由

国に対し、東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、東海第二発電所について、法律で定められた原子力発電所の運転期間40年を迎えたことから、更に20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請した。また、本年7月4日には、原子力規制委員会は、東海第二発電所の原子炉設置変更許可申請に対し、これを認める審査書案を了承している。

この東海第二発電所は、30キロメートル圏内に約96万人が暮らす、日本では一番の人口密集地にある原子力発電所である。事故が起これば、わずか105キロメートルしか離れていない本市は、周辺地域とともに甚大な被害を受けることは明らかである。

また、東海第二発電所は、東日本大震災と大津波で被災している。そして、使用している敷設ケーブルの半分は、新規制基準に定める「難燃ケーブル」への交換が不可能と言われている。さらに、わずか2.8キロメートルの距離には核燃料サイクル工学研究所の再処理施設がある。その再処理施設には防潮堤すらなく、東海第二発電所で事故が起きた場合の複合災害への備えもないのである。また、廃止措置準備中とはいえ、大量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されてもいる。

2011年3月に起きた福島第一原子力発電所事故では、その原因がいまだに明確ではなく、事故の収束のめども立っていないのが現状である。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の「40年ルール」は、老朽化した原子力発電所の事故を防ぐための最低限のルールであり、市民の生命と健康、財産を守るために、それを超えての運転期間延長、再稼働はすべきではない。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものがある。

記

- 1 運転開始から40年を超える東海第二発電所の運転期間延長を認めず、廃炉にすること。
- 2 東海第二発電所の廃炉後は、国が責任を持って地域経済を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様